

南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する

第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱

平成30年9月28日南国市告示第122号

令和3年3月2日南国市告示第28号

令和3年7月28日南国市告示第126号

令和6年3月29日南国市告示第38号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条～第38条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条～第41条）

第2章の2 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第41条の2）

第2節 人員に関する基準（第41条の3・第41条の4）

第3節 設備に関する基準（第41条の5）

第4節 運営に関する基準（第41条の6）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条の7）

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第42条）

第2節 人員に関する基準（第43条・第44条）

第3節 設備に関する基準（第45条）

第4節 運営に関する基準（第46条～第54条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第55条～第58条）

第4章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第59条）

第2節 人員に関する基準（第60条・第61条）

第3節 設備に関する基準（第62条）

第4節 運営に関する基準（第63条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第64条）

第5章 通所型サービスC

第1節 基本方針（第65条）

第2節 人員に関する基準（第66条・第67条）

第3節 設備に関する基準（第68条）

第4節 運営に関する基準（第69条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第70条～第72条）

第6章 市の区域外の事業所に係る基準の特例（第73条）

第7章 雑則（第74条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、指定事業者が実施する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業の事業の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和3年南国市告示第20号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号ア(ア)に規定する訪問介護相当サービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 実施要綱第2条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスAをいう。
- (3) 通所介護相当サービス 実施要綱第2条第1号イ(ア)に規定する通所介護相当サービスをいう。
- (4) 通所型サービスA 実施要綱第2条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスAをいう。
- (5) 通所型サービスC 実施要綱第2条第1号イ(ウ)に規定する通所型サービスCをいう。
- (6) 指定事業者 法第115条の45の3第1項の規定により訪問介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定訪問介護相当サービス事業者」という。）、訪問型サービスAの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）、通所介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定通所介護相当サービス事業者」という。）、通所型サービスAの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定通所型サービスA事業者」という。）及び通所型サービスCの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定通所型サービスC事業者」という。）をいう。

- (7) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所においての常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (9) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。
- (10) サービス担当者会議 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。
- (11) 第1号事業費用基準額 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定により算出された費用の額（当該額が第1号事業に要した費用の額を超えるときは、第1号事業に要した費用の額）をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、南国市（以下「市」という。）、他の介護予防サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2章 訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

第4条 訪問介護相当サービスは、その利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の要支援状態又は法施行規則第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態（以下「基準該当状態」という。）の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問介護相当サービス事業者が訪問介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「指定訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に掲げる者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年南国市条例第36号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増

すごとに1人以上とすることができる。

- 6 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第7条 指定訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第74条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第9条 指定訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連

絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は当該事業の対象であることの有無及び要支援認定又は当該事業に係る有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準該当状態の判断（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者との連携)

第14条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（第33条において「介護予防サービス計画」という。）又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第16条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画に沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画等の変更の援助）

第17条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービス提供の記録）

第19条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第20条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による支払に係る訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の

事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及びその費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者はこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者等に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等当該介護予防支援事業者との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を徹底すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第28条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第29条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更の際し、介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(苦情処理)

第34条 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に

報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第2号に規定する訪問型サービス計画
- (2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第22条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第39条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護

予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

（訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセス

メントをいう。以下同じ。)において把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

## 第2章の2 訪問型サービスA

### 第1節 基本方針

第41条の2 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第41条の3 指定訪問型サービスA事業者が訪問型サービスAの事業を行う事業所(以下「指定訪問型サービスA事業所」という。)ごとにおくべき訪問介護員等(訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程若しくは市長が別に定める研修の修了者をいう。以下この章(第41条の5から第41条の7までにおいて準用する第7条から第25条まで及び第27条から第41条までの規定を含む。)において同じ。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等であって専ら訪問型サービスAの職務に従事する者のうち事業の規模に応じて1人以上のものをサービス提供責任者としなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する人員に関する基準を満たしているとみなすことができる。

(管理者)

第41条の4 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第41条の5 第7条の規定は、訪問型サービスAについて準用する。この場合において、同条中「指定訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「指定訪問型サービスA事業所」と、「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と、「指定訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定訪問型サービスA事業者」と、「訪問介護相当サービス事業」とあるのは「訪問型サービスA事業」と読み替えるものとする。

#### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第41条の6 第8条から第25条まで及び第27条から第38条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定訪問型サービスA事業者」と、「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と、「指定訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「指定訪問型サービスA事業所」と、第8条第1項及び第29条第1項中「第25条」とあるのは「第41条の6において準用する第25条」と、第15条中「第33条」とあるのは「第41条の6において準用する第33条」と、第24条第3項中「第5条第2項」とあるのは「第41条の3第2項」と、「この節及び次節」とあるのは「第41条の6において準用するこの節」と、第38条中「第40条第2号」とあるのは「第41条の7において準用する第40条第2号」と、「第19条第2項」とあるのは「第41条の6において準用する第19条第2項」と、「第40条第9号」とあるのは「第41条の7において準用する第40条第9号」と、「第22条」とあるのは「第41条の6において準用する第22条」と、「第34条第2項」とあるのは「第41条の6において準用する第34条第2項」と、「第36条第2項」とあるのは「第41条の6において準用する第36条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第41条の7 第39条から第41条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と、「指定訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定訪問型サービスA事業者」と、第40条中「第4条」とあるのは「第41条の2」と、「前条」とあるのは「第41条の7において準用する前条」と、同条第2号中「サービス提供責任者」とあるのは「サービス提供責任者（第41条の3第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下第41条の7において準用するこの条において同じ。）」と読み替えるものとする。

### 第3章 通所介護相当サービス

#### 第1節 基本方針

第42条 通所介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第43条 指定通所介護相当サービス事業者が通所介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「指定通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所介護相当サービス事業従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護等の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを

提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。）とし、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第44条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第45条 指定通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げるとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護相当サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第46条 指定通所介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による支払に係る通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

3 前項第2号に掲げる費用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 食材費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

(2) 利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用は、前号に掲げる食事の提供に係る費用と明確に区分して受領すること。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第47条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 通所介護相当サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第48条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供できるよう、指定通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者によって通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際に、指定通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス事業従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第49条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第50条 指定通所介護相当サービス事業者は、自身その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第51条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス事業従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス事業従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第51条の2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第52条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、第45条第4項の通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項から前項までの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第53条 指定通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第56条第2号に規定する通所型サービス計画

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第56条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第22条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第54条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第23条、第24条第1項及び第2項、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条の2並びに第37条の規定は、通所介護相当サービスについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業者」と、「訪問介護相当サービス」とあるのは「通所介護相当サービス」と、「指定訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、第8条第1項及び第29条第1項中「第25条」とあるのは「第47条」と、第8条第1項、第23条、第27条の2第2項、第29条第1項及び第36条の2中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス事業従業者」と、第15条中「介護予防サービス計画(第33条において「介護予防サービス計画」という。)」とあるのは「介護予防サービ

ス計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第55条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

##### (通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第56条 通所介護相当サービスの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活

を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第57条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないととも

に、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第58条 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 通所型サービスA

##### 第1節 基本方針

第59条 通所型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条 指定通所型サービスA事業者が通所型サービスAの事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービスA事業従業者」という。）の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従業者（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従業者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従業者として従事することができるものとする。

4 前3項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第62条 指定通所型サービスA事業所には、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所型サービスA事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第63条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第23条、第24条第1項及び第2項、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条の2、第37条並びに第46条から第53条までの規定は、通所型サービスAについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問介護相当サービス事業者」及び「指定通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指

定通所型サービスA事業者」と、「訪問介護相当サービス」及び「通所介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定訪問介護相当サービス事業所」及び「指定通所介護相当サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、第8条第1項及び第29条第1項中「第25条」とあるのは「第63条において準用する第47条」と、第8条第1項、第23条、第27条の2第2項、第29条第1項及び第36条の2中「訪問介護員等」並びに第48条第3項及び第4項並びに第51条第2項中「通所介護相当サービス事業従業者」とあるのは「通所型サービスA事業従業者」と、第15条中「介護予防サービス計画（第33条において「介護予防サービス計画」という。）」とあるのは「介護予防サービス計画」と、第52条第4項中「第45条第4項」とあるのは「第62条第4項」と、第53条第2項中「第56条第2号」とあるのは「第64条において準用する第56条第2号」と、「第56条第9号」とあるのは「第64条において準用する第56条第9号」と、「次条」とあるのは「第63条」と、「前条第2項」とあるのは「第63条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第64条 第55条から第58条までの規定は、通所型サービスAについて準用する。この場合において、これらの規定中「通所介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスA事業者」と、第56条中「第42条」とあるのは「第59条」と、「前条」とあるのは「第64条において準用する前条」と、「指定通所介護相当サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と読み替えるものとする。

### 第5章 通所型サービスC

#### 第1節 基本方針

第65条 通所型サービスCは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作（ADL）及び手段的日常生活動作（IADL）の改善のための短期間の集中的な機能訓練等の提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第66条 指定通所型サービスC事業者が通所型サービスCの事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービスC事業従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運動器の機能向上プログラム担当者（理学療法士、作業療法士又は健康運動指導士等の運動器の機能向上業務を実施するに当たり経験及び専門的知識を有すると認められる者に限る。以下同

じ。) 通所型サービスCの単位ごとに、専ら当該通所型サービスCの提供に当たる運動器の機能向上プログラム担当者が、利用者の数が10人までの場合にあつては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては10人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 従事者(前号に掲げる者を除く。) 通所型サービスCの単位ごとに、専ら当該通所型サービスCの提供に当たる従事者が、利用者の数が10人までの場合にあつては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては10人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 指定通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの単位ごとに、前項各号の通所型サービスC事業従業者を、それぞれ常時1人以上当該通所型サービスCに従事させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、通所型サービスC事業従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスCの単位又は一体的に運営する他の通所型サービスの単位の従業者として従事することができるものとする。

4 前3項の通所型サービスCの単位は、通所型サービスCであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第67条 指定通所型サービスC事業者は、指定通所型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第68条 第62条の規定は、通所型サービスCについて準用する。この場合において、同条中「指定通所型サービスA事業所」とあるのは「指定通所型サービスC事業所」と、「通所型サービスA」とあるのは「通所型サービスC」と、「指定通所型サービスA事業者」とあるのは「指定通所型サービスC事業者」と読み替えるものとする。

### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第69条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第23条、第24条第1項及び第2項、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条の2、第37条並びに第46条から第53条までの規定は、通所型サービスCについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問介護相当サービス事業者」及び「指定通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスC事業者」と、「訪問介護相当サービス」及び「通所介護相当サービス」とある

のは「通所型サービスC」と、「指定訪問介護相当サービス事業所」及び「指定通所介護相当サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスC事業所」と、第8条第1項及び第29条第1項中「第25条」とあるのは「第69条において準用する第47条」と、第8条第1項、第23条、第27条の2第2項、第29条第1項及び第36条の2中「訪問介護員等」並びに第48条第3項及び第4項並びに第51条第2項中「通所介護相当サービス事業従業者」とあるのは「通所型サービスC事業従業者」と、第15条中「介護予防サービス計画（第33条において「介護予防サービス計画」という。）」とあるのは「介護予防サービス計画」と、第52条第4項中「第45条第4項」とあるのは「第68条において準用する第62条第4項」と、第53条第2項中「第56条第2号」とあるのは「第71条第2号」と、「次条」とあるのは「第69条」と、「第56条第9号」とあるのは「第71条第12号」と、「前条第2項」とあるのは「第69条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### （通所型サービスCの基本取扱方針）

第70条 通所型サービスCは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所型サービスC事業者は、自らその提供する通所型サービスCの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、単に利用者の一時的な運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等が当該通所型サービスCの利用終了後においても、維持・継続でき、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

##### （通所型サービスCの具体的取扱方針）

第71条 通所型サービスCの方針は、第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスCの提供に当たっては、利用者の居宅を訪問するとともに、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、

その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、当該利用者が有する運動器、口腔機能、栄養状態等の課題分析を行うものとする。

(2) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望並びに課題分析の結果を踏まえて、通所型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及び頻度、通所型サービスCの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。

(3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所型サービスCの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、利用者が有する運動器、口腔機能、栄養状態等の課題の解決に必要な支援を行うものとする。

(7) 通所型サービスCの提供は、1回当たり2時間以上、週に1回、合計13回行うものとし、その内容は次に掲げるものを介護予防プログラムとして行うものとする。

ア セルフマネジメント手帳の活用

イ 体力測定（サービス提供開始時及び終了時の2回）

ウ 準備運動

エ 集団・個別体操

オ 個別面談

カ グループディスカッション

キ 口腔機能向上・栄養改善の取組

ク 利用者の自宅における生活行為指導及び生活環境や道具の工夫に関する助言

ケ 地域ケア会議の活用

コ サービス終了後の社会参加に向けた支援

(8) 前号に規定する通所型サービスCの提供のうち、1回以上は、当該通所型サービスC事業従業者である第66条第1項第1号に規定する運動器の機能向上プログラム担当者が、利用者の自宅を訪問し、生活機能、環境等のアセスメントを鑑みた介護予防プログラムを40分以上行うものとする。

(9) 通所型サービスCの提供に係る介護予防プログラムのうち、運動器の機能向上に資するものにあつては、スポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことが

できるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたプログラムを行うものとする。

- (10) 通所型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 通所型サービスCの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (12) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (13) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画に基づくサービスの提供による課題の達成状況等の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (14) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (15) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供が終了した際には、当該サービスの実施状況を踏まえ、利用者が自宅で継続した活動を続けることができるよう、モニタリングの結果について、当該利用者に対して説明した上で交付しなければならない。
- (16) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、サービスの質を向上させること等を目的として、市が実施する研修に参加しなければならない。

（準用）

第72条 第57条及び第58条の規定は、通所型サービスCについて準用する。この場合において、これらの規定中「通所介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスC」と、「指定通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスC事業者」と読み替えるものとする。

#### 第6章 市の区域外の事業所に係る基準の特例

第73条 市の区域外に所在する事業所について指定事業者の申請があった場合の人員、設備及び運営に関する基準は、第2章から前章までの規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定める基準の定めるところによるものとする。

#### 第7章 雑則

（電磁的記録等）

第74条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年告示第28号）

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年告示第126号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）第3条第4項及び第36条の2（新要綱第41条の6、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新要綱第25条（新要綱第41条の6において準用する場合を含む。）及び第47条（新要綱第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第27条の2（新要綱第41条の6、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第28条第3項（新要綱第41条の6において準用する場合を含む。）及び第51条第2項（新要綱第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第48条第3項（新要綱第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和6年告示第38号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱第29条第3項（同要綱第41条の6、第54条、第63条及び第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。